

広島地方最低賃金審議会

第4回 専門部会 議事要旨

開催日時	令和8年8月17日(月) 10時00分～15時30分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	広島県最低賃金の改正決定について		
議 事 要 旨			
広島県最低賃金の改正決定について			
(1) 事務局から第3回専門部会議事要旨、追加資料等について説明した。			
(2) 部会長から各側に改めて意見を求めた。			
ア 使側から「法定3要素の賃金について、第3回専門部会で労側が提示した『引上げ率6.7%』の根拠となる賃金に係る資料の数値を最低賃金の引上げ率とすることは妥当ではない。また、1つの数値のみではなく、様々な状況を踏まえて検討する必要がある。生計費については、労側が『消費者物価指数の対前年上昇率』として取り上げた『食料品』の家計に占める割合は26%であり、家計に占める割合が86%である『持家の帰属家賃を除く総合』で評価するべきである。」旨の説明がなされた。			
引上げ額、引上げ率について、生計費は「物価上昇が続いていることは否定しないが上昇の速度は鈍化している。」旨の説明がなされ、賃金については複数の賃金に係る資料を用いた数値の説明がなされ、支払能力は「中小・小規模事業者は価格転嫁が進んでいない。引上げ率5%を超えるほど経営状況が改善しているとは考えられない。中央最低賃金審議会が示した目安額の適用は考えられない。」旨の説明がなされた。そのうえで、引上げ額46円、引上げ率4.24%の提示がなされた。			
発効日については、「支払能力については、価格転嫁が重要であり、原資を確保する体制を整える必要がある。」旨の説明がなされ、中小・小規模事業者が原資を確保するまでに要する期間について説明がなされた。そのうえで、「12月1日、或いは1月1日も選択肢として考え得る。」旨の意見であった。			
イ 労側から「最低賃金を考えるうえでは、パート労働者等の最低賃金近傍の労働者を重視するべきであり、数値だけではなく実態も評価するべきである。」旨の説明がなされた。使側が提示した引上げ額等、発効日に係る意見に対しては、「引上げ額等については、再度、労側で協議したい。発効日については、原資を確保するために要する期間を否定はしない。しかし、春闘の賃金引上げ状況を中小・小規模事業の労働者に波及させるためには法定発効とするべきである。」旨の意見であった。			
ウ その後、公労、公使の二者協議がなされた。			
エ 審議が再開され、部会長から「労側、使側の意見の一致には至っていないが、労側、使側とも公益案を提示することに異議はなかった。」旨の説明がなされ、公益案を出すにあたり考慮した点に係る公益委員見解を説明し、引上げ額56円、発効日は法定発効10月11日の公益案の提示がなされた。			

公益案について採決した結果、引上げ額は全会一致、発効日は公労が全員賛成、使側が全員反対であり、引上げ額、発効日とも公益案どおり決定となった。

オ 公益案等に対して、使側から「中小・小規模事業者にとって 56 円の引上げは厳しい旨の意見を申し上げたが、受け止めていただけなかったことは残念である。法定 3 要素で導くデータを明確にしていきたい。発効日については、一定の準備期間が必要である。現場の実情を受け止めていただけなかったことは残念である。中央最低賃金審議会に対しては、金額だけでなく準備期間についても一定の基準の提示、中央で使用了資料の都道府県データの提供、価格転嫁の実効性のある対策について要望する。」、労側から「目安額プラスアルファの額にこだわりを持って最後まで対応してきたが、発効日の遅れも考慮し公益案に賛成させてもらった。中小・小規模事業者が継続して賃上げできる環境整備の推進、価格転嫁対策の 2 点についてはしっかり対応していただければと思っている。」旨の意見がなされた。

カ 事務局で取りまとめた部会長報告について承認を得たため、この後開催される第 573 回本審で報告することとし、第 4 回専門部会は閉会となった。